

## 議案第52号

めむろてつなん保育所指定管理者の指定変更の件

めむろてつなん保育所の指定管理者を次のとおり変更して指定しようとするものであります。

平成20年4月23日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

### 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

変更前	名 称	めむろてつなん保育所
	所 在 地	河西郡芽室町西2条南6丁目1番地
変更後	名 称	変更なし
	所 在 地	変更なし

### 2 指定管理者となる団体の名称等

変更前	名 称	学校法人 十勝立正学園
	所 在 地	河西郡芽室町東6条3丁目2番地
	代表者名	理事長 内 山 智 修
変更後	名 称	社会福祉法人 十勝立正福祉事業会
	所 在 地	河西郡芽室町西4条4丁目1番地
	代表者名	理事長 内 山 智 修

### 3 指定の期間

変更前	平成19年 4月 1日から
	平成29年 3月31日まで
変更後	平成20年 5月 1日から
	平成29年 3月31日まで

## 説 明

指定管理者の変更にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。